学校感染症・出席停止期間一覧

表に記載されている疾病は学校保健安全法により学校感染症に指定・分類されています。学校における感染拡大防止のため「出席停止期間」が定められています。出席停止期間は休養に専念し、出席停止期間を守るようにしてください。

【出席停止～登校までの流れ】

① 医療機関を受診し、医師の診断を受ける。
② 電話にて学校へ連絡する。(担任または所属学科)
③ 出席停止期間を守り、休養に専念する。
④ 回復したら登校する。その際に「各種感染症による欠席届」をＨＰからダウンロードし、担任に提出する。※届けを提出しなければ、出席停止にはなりません。

	病名	期間
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎（ポリオ)、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARS)、特定鳥インフルエンザ、中東呼吸器症候群（MERS）	治癒するまで
第二種	インフルエンザ	発症した後５日を経過し、かつ、解熱した後２日（幼児は３日）を経過するまで※発症日を０日目とする
	新型コロナウイルス（COVID-19）	発症した後５日を経過し、かつ、症状が軽快した後１日を経過するまで ※発症日を０日とする
	百日咳	特有の咳が消失するまで、または５日間の適切な抗菌薬療法が終了するまで
	麻しん（はしか	発しんに伴う発熱が解熱した後３日を経過するまで
	流行性耳下腺炎 （おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後５日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん	発しんが消失するまで
	水痘（みずぼうそう）	全ての発しんがかさぶたになるまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	発熱、咽頭炎、結膜炎などの主要症状が消失した後２日を経過するまで
	結核	学校医その他の医師において、感染のおそれがないと認められるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	学校医その他の医師において、感染のおそれがないと認められるまで
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス・パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎	医師により伝染の恐れがないと認められるまで

第三種	その他の感染症	感染性胃腸炎 マイコプラズマ感染症 溶連菌感染症 伝染性紅斑（リンゴ病） 急性細気管支炎 手足口病 ヘルパンギーナ など	その他の感染症とは、学校で通常見られないような重大な流行が起こった場合に、その感染拡大を防ぐために必要があるときに限り、学校医の意見を聞き、校長が第 3 種の感染症として緊急的に措置をとる場合がある。